

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	低線量モニタリングポスト1台の指示値において、一時的な上昇が認められたが当該モニタリングポストを除く7台の低線量モニタリングポストならびにすべての高線量モニタリングポストの指示値に有意な変動はなく、当該モニタリングポストの装置を点検・修理	A	7月31日公表済 (PDF129KB)

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	東波除提電気防食装置点検時、ケーブル端子箱の腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	1号機安全保護系検出器要素性能（校正）検査時、検査手順に不備が認められたため、検査手順を改訂および対応検討	C	
3	1号機	計器設定に関する確認において、原子炉給水温度の計器仕様表誤記等（12件）が認められたため、対応検討	C	
4	2号機	計器設定に関する確認において、所内ボイラ（A、B）噴霧圧力の計器仕様表誤記等（5件）が認められたため、対応検討	C	
5	3号機	原子炉給水ポンプ用軸シール水ポンプ（A）のカップリング側メカニカルシール部において、リーク（連続滴下）が認められたため、当該メカニカルシール部を点検・修理	C	
6	3号機	計器設定に関する確認において、制御棒駆動水ポンプ（A）入口圧力のヘッド値の相違等（14件）が認められたため、対応検討	C	
7	3号機	原子炉建屋1階残留熱除去系熱交換器（B）室脇床ファンネルにおいて、ドレン種類別色分けの不備が認められたため、当該箇所を訂正	D	
8	4号機	給水系金属採取ラック（25-91D）内のサンプリング弁（174）において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	屋外ストームサンプルタンク（B）サンプリング元弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	4号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系放射線モニタ記録計において、チャンネルB（原子炉格納容器）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該記録計を点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	4号機	計器設定に関する確認において、放射線モニタ（原子炉建屋5階ハッチ区域）の計器仕様表誤記等（18件）が認められたため、対応検討	C	
12	5号機	取水設備バースクリーンにおいて、貝の付着が認められたため、当該バースクリーンを点検・清掃	D	
13	5号機	原子炉再循環系M・Gセット（B）潤滑油ポンプ基礎架台部ドレン配管に詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
14	6号機	計器設定に関する確認において、所内ボイラー用冷却水タンクのレベルスイッチに設定値の相違が認められたため、対応検討	C	
15	6号機	取水設備バースクリーンにおいて、貝の付着が認められたため、当該バースクリーンを点検・清掃	D	
16	6号機	計器設定に関する確認において、低圧復水ポンプ（A）出口圧力の計器仕様表誤記等（16件）が認められたため、対応検討	C	
17	6号機	取水口ポンプ廻り北側ケーブルトレンチ内排水サンプにおいて、液位スイッチ不良が認められたため、当該液位スイッチを点検・修理	D	
18	集中環境施設	補助ボイラー設備油ドレンサンプ液位スイッチ点検において、精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
19	集中環境施設	廃棄物処理系洗濯廃液サンプタンク（B）液位計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該液位計を点検・修理	D	
20	集中環境施設	共用サブプレッションプール水サージタンク（A, B）液位記録計において、指示不良（レベル変動）が認められたため、当該液位記録計を点検・修理	D	
21	その他	使用済燃料共用プール換気空調系送風機外気処理装置内ファンネル点検において、詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで